

査証(ビザ)・労働許可・滞在許可に関するタンザニア日本人会商工部会セミナー結果概要

*本書は下記セミナーの内容、及びその後の入国管理局とのフォローアップ面談に基づき作成しています。
個別案件のお問い合わせについては、下記担当機関に直接お願いいたします。

査証・滞在許可証：内務省入国管理局 <<http://www.immigration.go.tz/>>
労働許可証：首相府労働・雇用担当局 <<http://www.kazi.go.tz/>>

*また、実際の対応が担当官によって異なる可能性もあると考えております。引き続きセミナー開催等を通じて内容の確認を続け、順次アップデートを行います。本内容と相違する対応があった場合には、下記までフィードバックいただくと幸いです。

連絡先：在タンザニア日本国大使館 商務担当窓口
電話：+255-22-2115827(7:30~16:30 日本時間で13:30~22:30)
Email：shomu@dr.mofa.go.jp

- 日時:2016年5月6日(金)14:00~16:00
- 場所:JICA タンザニア事務所 会議室
- セミナー講師:内務省入国管理局レジデントパーミット担当官及び首相府付き労働・雇用担当シニアエコノミスト

【講演内容ポイント】

- ・入国者は入国及び滞在目的を明確に持つことが重要
- ・入国後の滞在目的変更・期間延長は許可されない

1)査証(Visa)の種類^{注1}

Visa Code	Purpose	Fee	Remarks
A1	Leisure & Holiday		観光一般
A2	Visiting Friend, relatives	50 USD	親族訪問
B	Business Visa	250 USD	(下記 B1~B3 に該当しない)特定短期業務の遂行
B1	Mission		入国管理局の認める特別目的
B2	Meeting, Conference	50 USD	会議・カンファレンス参加
B3	Other Business		市場調査・契約交渉

注1) セミナー資料より抜粋、但し Fee は聞き取り、備考(Remarks)はプレゼン内容を要約

【全査証の共通事項】

- ・所轄:内務省入国管理局長官
- ・申請者は入国者本人
- ・取得には有効なパスポート及び往復航空券の所持が必要

- ・発給場所は、原則在外公館及び入国管理局(オンライバル)
- ・1回の滞在で許可されている日数は90日以内(延長は不可)
- ・就労は禁止
- ・更新は原則不可
- ・商用の場合、タンザニアにホストとなる会社・機関が実在する

【B(ビジネス)ビザ】

- ・下記B2・B3ビザと異なるのは、機械の据え付け等実務的な業務が発生する点
- ・Bビザを利用して同一の人が同一の目的で再入国することはできない(例:機械の定期的メンテナンスの場合、例えば6か月に1度、2週間程度の滞在といったように明らかに当地での就業でないことが分かる範囲であれば、再申請は可能。他方、商用目的で90日の滞在後、数週間後に更に同様の目的で入国する際には、労働許可をとるべきと判断される。)
- ・なお、2016年8月時点では、ビザ発給システム上の理由により、Bビザが発給可能な在外公館が限られているものの、今後在京大使館を含む全在外公館で発給が可能になる見込み

【B1ビザ】

- ・特殊な用途のため、ビジネス関連では用いない

【B2・B3ビザ】

- ・邦人企業の本社・関連会社から派遣されている現地法人と雇用関係にない職員が用務・会議出席等で90日以内の滞在をする場合に発給される

【マルチ商用ビザ】(B2及びB3のみ対象で、B(ビジネス)ビザは一次のみ)

- ・年間出張計画等により、業務上の理由で長期的なスパンで定期的にタンザニアへ渡航することが確認された場合、タンザニア本国で発給許可の是非が判断される(在ケニアタンザニア総領事館においては、発給が可能との由)

2) 就労許可証 (Work Permit)^{注2}

Class	Item	Fee (2 Years)	Remarks
A	Investor and Self-Employed	1,000USD	
B	Non-Citizen in possession of prescribed professions	500USD	医療従事者等、高い専門性を有する職種
C	Non-Citizen in possession of other professions	1,000USD	クラスB以外の専門職
D	Non-Citizen employed or engaged in approved religious and charitable activities	500USD	ボランティアを含む
E	Refugees	Gratis	

注2) セミナー資料より抜粋、但し備考(Remarks)はプレゼン内容を要約

- ・タンザニア本土のみ有効(ザンジバルでは、独自の法律が適用される)
- ・所轄: 首相府付き労働・雇用担当長官
- ・雇用者が就労者の入国前に就労許可証及び滞在許可証を申請・取得し、被雇用者は両許可証の発給を得て初めて滞在が可能となる
- ・ボランティアも要取得
- ・就労許可証所持者が退職した場合は、雇用主は30日以内に担当当局に報告する義務がある

3) 滞在許可証 (Residence Permit)^{注3}

Types	Purpose of Entry	Eligible Persons	Necessary conditions
A	Investment/ Business	Investors and Business persons	Registered Company/ Business, Capital, Work Permit
B	Employment	Employed foreign nationals	Skills, experience necessary for the employment, Possession of a Work Permit
C	Religious, Studies, Research, Treatment, Retirees, Court case, Volunteering, etc.	Students, Missionaries, Retired, etc.	Relevant attachments/ authorization/ Work Permit

注3) セミナー資料より抜粋

- ・所轄: 内務省入国管理局長官
- ・インターン(無休就労者)は90日以内の滞在であればB3ビザを取得し、90日を超える滞在であれば、滞在許可証のカテゴリCを入国前に取得(就労許可証の取得は不要)
- ・就労許可と滞在許可は別であり、就労許可証の発給が滞在許可証の発給を保証するものではない

4) 【Q&A】

- Q. タンザニア入国前に査証を取得しているにもかかわらず、空港で入国時に入国査証代金50USDの支払を請求されることがある。
- A. 2重支払は不要。今度同様の要求があった際には入国管理局まで報告をお願いします。空港を所管する地区の責任者に報告する。
- Q. 市内で入国検査官から不法滞在と疑われた場合、入国管理局で相談可能な窓口はあるか。
- A. 不正な手続きをしていないのであれば堂々と説明していただきたいが、必要な場合は地域(Ilala等)の入国管局まで連絡願いたい。

- Q. 滞在許可証には30日間の Grace Period(猶予期間)があるが、就労許可証にも存在するか。
- A. 就労許可証には Grace Period は存在しない。滞在許可証の Grace Period は就労許可証の手続きの遅れにより滞在許可証の有効期限内に就労許可証の更新手続きが終了しないことを考慮して設定している。
- Q. 就労許可証の取得手続きが遅れたために、滞在許可証の申請・発給も遅れたため、職員の雇用期間が当初の予定(2年間)より短くなってしまう場合の対処方法は如何。
- A. 実際の就労は滞在許可証発給時点からとなる。

5) まとめ

期間	渡航目的	査証(ビザ)	就労許可	滞在許可
短期(90日以内)	会議・カンファレンス出席	B2	不要	不要
	市場調査、契約交渉等	B3		
	上記以外の特定短期業務(機器の据付・メンテナンス等)	ビジネスビザ		
	インターン ^{注4}	B3		
	ボランティア ^{注5}	B3		
	当地で給与等雇用関係の発生する業務	不要	A/B/C	A/B
長期(90日以上)	ビジネス	不要	A/B/C	A/B
	インターン	不要	不要	C
	ボランティア	不要	D	C

注4) インターンは無給与の活動とし、宿泊・食事・最小限のアローワンスを提供することは給与と見なされない

注5) ボランティアは無給与の活動とするが、長期滞在する場合には就労許可(D)の取得が必要